

## 県域1 農業共済組合の平成26年4月の設立に向けて



第22回「高知の農村」写真コンテスト銀賞  
「おじいさんの蓮芋畠」野島幸代（南国市）

高知県農業共済特定組合設立推進協議会

平成24年12月

## はじめに

設立推進協議会では、県域1農業共済組合を設立するにあたっての基本的事項について、審議を重ねてきました。その審議の中で、目標とする新組合の設立日については、県内5農業共済組合の組合長をはじめ、設立推進協議会の全委員の賛同を得て、平成二十六年四月と決定いたしました。

新組合の設立に向けての今後のスケジュール等について、組合員の皆様方にお知らせをいたします。

## これまでの経過

### ○組織再編計画検討会議

平成二十二年六月に県域1農業共済組合（特定組合）構想を、高知県における農業共済団体の将来構想として策定しました。併せて、現在の6事業所体制で引き続き運営していくことを決定しました。

### ○設立推進協議会

県域1農業共済組合（特定組合）構想の実現に向けて、新組合設立にあたって

の基本的事項について、これまでに9回の審議を重ねた結果、ほとんどの事項について関係者の合意が得られました。現在、合意形成中の事項を含めて、詰めの審議が行われています。

### ○各組合の理事会等への報告

設立推進協議会での審議の内容については、各組合の理事会や総代会の場において、報告を行うとともに、ご意見やアドバイスをいただきながら、取組みに万全を期すこととしています。

また、今回のように、パンフレットの配付を通じて、組合員の皆様方に取組みの状況をお知らせしています。

平成二十四年十月には、県議会産業経済委員会において、農業共済組合の県域1組合化への取組みの経過について報告をいたしました。

### ○NOSAーシステムの整備

現在の5組合、1連合会の6組織が、5組合の合併による新組合の設立と新組合による連合会の承継により、1組織となった場合には、業務を行う上で、NOSAー情報の管理の一元化や本支所間の情報の共有化が必要となります。

また、新システムへの移行にあたっては、事務処理の効率化を図るとともに、セキュリティ面での配慮も求められることとなります。

こうしたことから、現在、新たなNOSAーシステムの整備に向けての検討作業が始まっています。

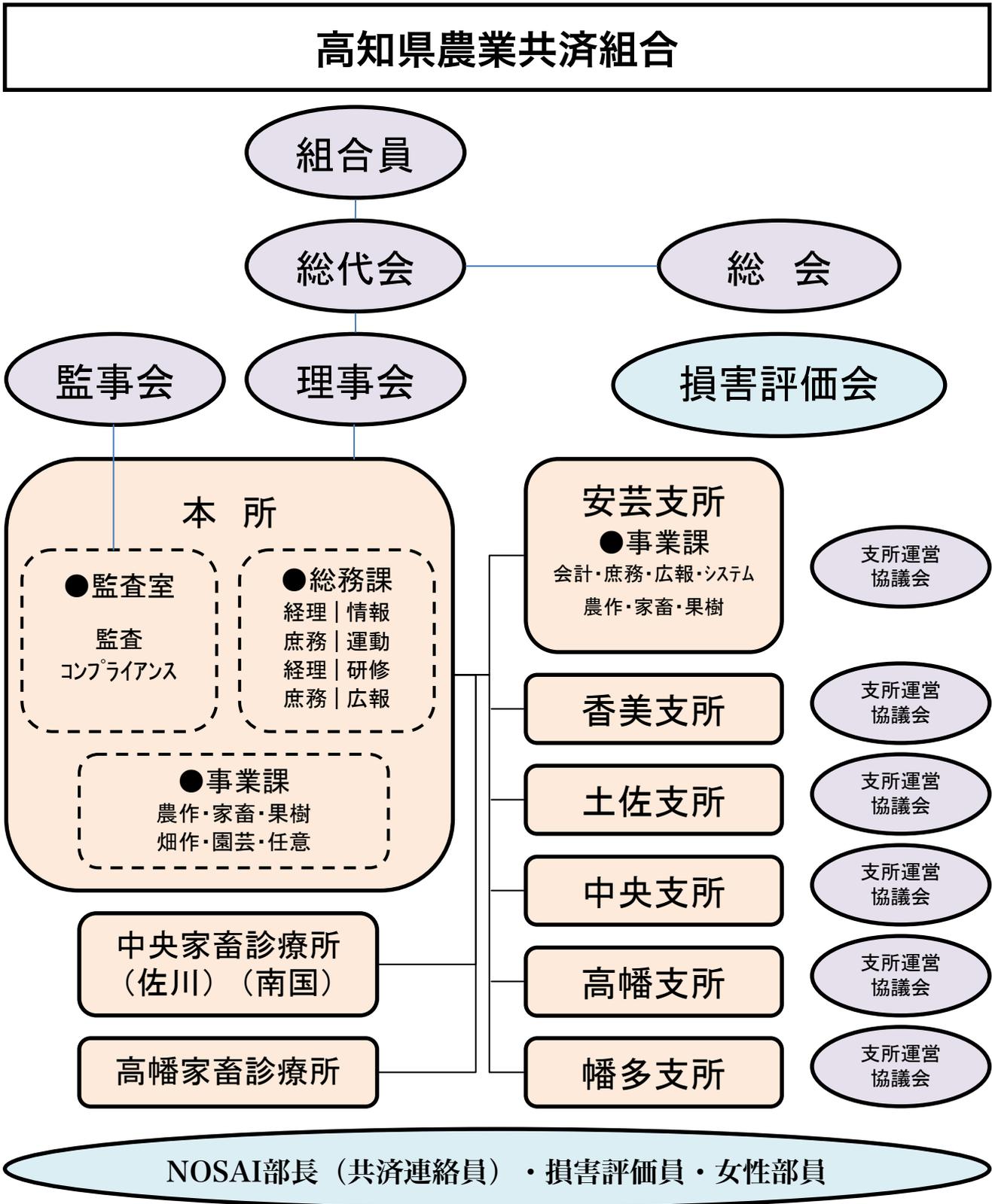
## 国からの指導

国からも、全国の農業共済団体と都道府県に対し、「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」が通知され、より一層合理的で効率的な制度運営や農家の負担軽減を果たすために、1県1組合化への移管を基本方針として推進することが示されました。これに伴い、全国的に取組みが加速されるとともに、国からの事務費負担金も、県域での合併を行った組合に対して段階的に加算される方向にあります。

## 今後のスケジュール

平成24年度	平成25年1月～3月 新組合設立にあたっての基本的事項の詰めの作業 合併予備契約書の素案の作成 市町村農業担当部署への経過報告
平成25年度	平成25年4月～5月 各組合理事会（合併予備契約） 5月 各組合総代会での報告 6月 合併予備契約調印式 （5組合間での合併予備契約の締結） 9月 NOSAIシステム（SBC）の試験運転開始 10月 各組合総代会 （合併の議決と設立委員の選任） 各組合の財務調査（債権者公告） 11月～平成26年2月 設立委員会（複数回） 3月 県に対する合併認可申請
平成26年度	平成26年4月 新組合の設立（登記） 総代の選挙 連合会の解散（登記）、国への連合会の権利 義務の承継申請 5月 特定組合の設立

○県域1 農業共済組合（特定組合）の組織図



※通常は総会に代わる総代会により運営を行っていますが、農業災害補償法上、総会は必置機関となっています。

※支所運営協議会は、「総代、NOSAI部長、損害評価員、その他必要なメンバー」を構成員として、地域の声を事業運営に反映するために各支所に設置するものです。

# 新組合の設立の基本事項

○**県域1農業共済組合（特定組合）の名称と運営**

高知県農業共済組合を組合名とし、安芸、香美、土佐、中央、高幡、幡多の6支所で運営します。

○**合併の方式**

新設の対等合併とします。また、県域1組合を設立した後、高知県農業共済組合連合会が新組合に承継されます。

○**総代数**

総代は組合員数三百人に一人とし、組合員総数約三万九千人に対して、百三十二人とします。選挙区については、六つの支所の区域とします。

安芸	12
香美	21
土佐	29
中央	25
高幡	25
幡多	20
計	132

○**設立までの遵守事項**

固定資産の取得・処分や引当金の取崩しの凍結、職員の新規採用の制限、臨時昇給の禁止、単年度黒字の達成などを遵守事項としています。

○**設立の時期**

平成二十六年四月を設立目標日とし、共に取組みを推進することについて、5組合の組合長をはじめ、全ての委員の賛同が得られたことから、設立推進協議会としての決定事項となりました。

○**理事数、監事数**

理事については、各支所均等割の定数に組合員数を加味し、併せて、女性理事を登用することで最終調整を図っています。

監事については、県域で3人とします。

○**賦課単価**

新組合設立後一定期間は旧組合の賦課単価を引き継ぐこととし、その後には賦課単価の統一を行う予定ですが、その期間の長さや単価の統一にあたっての方向性等については最終調整を図っています。

○**職員の引き継ぎ**

在籍する全職員を新組合に引き継ぐこととします。



平成24年12月

高知県農業共済特定組合設立推進協議会

事務局： 高知県農業共済組合連合会

住 所： 高知市升形10-5

電 話： 088-822-4346

F A X： 088-822-4349

E-mail： [kikaku@nosai-kochi.or.jp](mailto:kikaku@nosai-kochi.or.jp)

高知県農業振興部協同組合指導課

高知市丸ノ内1丁目7-52

088-821-4803

088-821-4703

[162301@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:162301@ken.pref.kochi.lg.jp)